

◇大ホール 学校主催免除使用料

区分		使用時間		午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～22:00)	全日 (9:00～22:00)		
入場料を 徴収しない場合	平日	準備		26,264	46,592	65,184	133,448		
		本番	1階席	26,240	46,640	65,200	133,520		
			全席	37,520	66,560	93,120	190,640		
		土・日 休日	準備		39,368	62,384	80,976	171,696	
			本番	1階席	39,360	62,400	81,040	171,680	
				全席	56,240	89,120	115,680	245,280	
	入場料を 徴収する 場合		平日	準備		26,264	46,592	65,184	133,448
				本番	1階席	28,880	51,200	71,600	146,800
					全席	41,200	73,200	102,400	209,840
		土・日 休日		準備		39,368	62,384	80,976	171,696
				本番	1階席	43,360	68,640	89,040	188,800
					全席	61,840	98,000	127,280	269,760
入場料が 3,000円 以下の場合			平日	準備		26,264	46,592	65,184	133,448
				本番	1階席	34,160	60,560	84,720	173,520
			全席		48,720	86,480	121,040	247,920	
		土・日 休日		準備		39,368	62,384	80,976	171,696
			本番	1階席	51,120	81,120	105,360	223,200	
				全席	73,120	115,920	150,400	318,800	
入場料が 3,001円以上 5,000円 以下の場合	平日		準備		26,264	46,592	65,184	133,448	
		本番	1階席	44,560	79,200	110,800	226,960		
	全席		63,680	113,200	158,320	324,240			
		土・日 休日	準備		39,368	62,384	80,976	171,696	
	本番		1階席	66,960	106,080	137,760	291,760		
			全席	95,680	151,600	196,800	416,880		
入場料が 5,001円以上 7,000円 以下の場合	平日		準備		26,264	46,592	65,184	133,448	
		本番	1階席	52,480	93,200	130,320	266,960		
	全席		74,960	133,040	186,160	381,360			
		土・日 休日	準備		39,368	62,384	80,976	171,696	
	本番		1階席	78,720	124,880	162,000	343,280		
			全席	112,480	178,400	231,520	490,400		
入場料が 7,001円以上 9,000円 以下の場合	平日		準備		26,264	46,592	65,184	133,448	
		本番	1階席	65,600	116,480	163,040	333,760		
	全席		93,680	166,400	232,800	476,720			
		土・日 休日	準備		39,368	62,384	80,976	171,696	
	本番		1階席	98,480	156,000	202,560	429,200		
			全席	140,640	222,960	289,440	613,040		
楽 屋	第 1 楽 屋			2,440	3,760	3,760	9,580		
	第 2 楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580			
	第 3 楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580			
	第 4 楽 屋		2,970	4,610	4,610	11,300			
	リ ハ ー サ ル 室		3,860	5,850	5,850	13,600			
	第 1 浴 室		1,810	1,810	1,810	3,640			
	第 2 浴 室		1,810	1,810	1,810	3,640			

- (注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
- 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の全席使用の本番料金をいう。)の70%に相当する額とします。
- 6 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- 7 学校主催免除使用料は、新潟県民会館管理細則第6条第6項で定める学校が主催する芸術文化に関する催物の場合に適用します。その施設使用料および超過使用料は、条例で定める使用料および超過使用料の80%に相当する額とします。(楽屋を除く)